

自転車の違反に注意!!

今年の4月から取締り方法が変わります!!



○自転車の取締り方法が変わります。

自動車と同様に交通反則通告制度が適用されます。

○違反をすると反則金を納付する必要があります。

○自転車の交通ルールをしっかりと守り、安全運転に心がけましょう。

岩倉幹部交番だより

江南警察署
(0587)
56-0110

令和3年2月号
こちらから110番の歌動画視聴できます



あなたの“やいたい”を愛知県警で見つけよう

～愛知県警察官・警察職員募集～



※詳細は県警ホームページをご覧ください